

消防消第 53 号
平成16年3月15日

都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長（公印省略）

女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について（通知）

先般、消防庁では、「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」（平成16年2月6日付消防消第32号。以下「32号通知」という。）を発出し、女性消防職員の採用、職域拡大等の促進に係る留意事項を示し、各消防本部における積極的な取組を求めたところです。

現在、国内法制上は、32号通知で示したように、労働基準法第64条の3第2項及びこれに基づく厚生労働省令（女性労働基準規則）において、重量物を取り扱う業務、有害物のガス等を発散する場所における業務が、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害であるとして、女性一般の就業が制限されています。しかしながら、この就業制限に係る規定を理由に、女性消防職員の職域から、災害現場における警防業務すべてを排除することは適当ではなく、就業制限の趣旨を踏まえつつ、合理的な解釈をもって、女性消防職員についても警防業務に配置することは可能と考えております。

については、女性消防職員が警防業務に従事する場合の留意事項を下記のとおりまとめましたので、適正な取扱いに配慮されるとともに、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨を通知の上、周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 「重量物を取り扱う業務」に係る解釈

- (1) 女性労働基準規則第2条第1項第1号に規定される「重量物」の解釈として、
「女性である救急隊員が傷病者を収容した担架を取り扱う業務は、重量物を取り扱う業務に該当しない」（平成7年2月14日付婦労収第1号。労働省婦人局婦人労働課長）とされているように、「重量物」とは、荷物を意味しており、人体は含まれないものであること。また、「重量物を取り扱う」とは、持ち上げることであり、押すことや引くことは含まれないこと。

- (2) 消防車両に積載される一般的な消防資器材を搬送するなどの断続作業を行う場合、その重量が30キログラム（継続作業の場合は20キログラム）を超えるものは、ごくわずかと考えられること。なお、重量が30キログラム（継続作業の場合は20キログラム）を超える場合であっても、他の隊員と共同で取り扱うことにより、そのほとんどが許容の範囲になるものと考えられること。
- (3) 同規則第2条第1項第1号表中の「断続作業・継続作業」の別については、個別業務の案件により判断すべきものであること。
- (4) 以上のことを勘案すると、災害現場における警防業務が「重量物を取り扱う業務」に該当するとして、女性が従事できないことは一般的に想定されにくいものであること。

2 「有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」に係る解釈

- (1) 国際労働機関（ILO）は、「母性保護」を目的とした同規則第2条第1項第1号及び第18号の規定について、「重量物の規制は再検討すべきだが、有害物のガス等の規制は正当化される」（趣意）との見解を示しており、第18号の規定は、より慎重に取り扱われる必要があること。
- (2) 「有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所」とは、例えば、製造業の工場や作業所など、常時、有害物のガス等が発散している場所が想定されるものであり、「発生するおそれのある場所」までを含むものではないこと。
- (3) 消防活動の実際においては、建物火災に出場した消防職員が、消火活動等のために屋内進入する際は、空気呼吸器を着装する等の安全管理の措置を施すことにより、実際に発生している濃煙等から身体を保護していること。また、関係者からの情報収集により、異常を覚知、あるいは危険を予測した場合においては、ガス検知器等の使用により、有害物質の存在、種類及び危険の程度を特定しており、これらの結果を踏まえた必要な安全管理の措置が施されない限り、屋内進入は行わないものであること。こうした安全管理による身体保護の効果は、女性においても、当然、同様と考えられること。
- (4) 建物火災に出場し、屋内進入は行わず、屋外からの消火活動のみに従事した場合であっても、有害物のガス等を吸引する可能性のすべてを否定できないこと。しかしながら、これが、人体に直接の影響を及ぼすまでのものとは考えにくく、また、近年の建物火災の件数にかんがみるならば、こうしたガス等が蓄積することによる人体への影響についても、危惧するには及ばないと考えられること。
- (5) ただし、毒劇物等の漏洩や流出による災害に出場し、有害物のガス等が実際に発生している場合については、当該規定の趣旨を踏まえ、仮に空気呼吸器等による安全管理の措置を施したとしても、有害物のガス等の濃度が安全レベルに低下

するまでの間は、内部進入すべきではないこと。

3 女性消防職員の部隊配置上の留意事項

- (1) 1及び2を踏まえると、一般的な建物火災においては、所要の安全管理が確保されるならば、警防業務への従事内容について、女性であることのみを理由に、男性職員と異なる取扱いを行う必要性は乏しいこと。
- (2) ただし、毒劇物等に係る特殊災害への対応を主任務とする消防隊を編成する消防本部にあっては、当該消防隊が担う主たる業務に伴う潜在危険の蓋然性にかんがみ、当該消防隊に女性を配置することは適当でないこと。

4 女性消防職員の採用、職域拡大等の促進に関連して、配慮すべき事項

- (1) 職場における性的な言動に起因する問題（セクシャル・ハラスメント）を防止するための配慮として、教育の実施や女性消防職員が相談できる体制を整備するなど、職場環境の整備に努める必要があること。
- (2) 妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性をいう。以下同じ）については、労働基準法第64条の3第1項及び第3項の規定により、妊娠、出産、哺育等に有害な業務への従事が制限されているが、災害現場における警防業務が、同規則第2条第1項に定める業務に該当するか否かは、個々具体的に判断されるべきものであること（同項第1号及び第18号に定める業務の解釈については、1及び2に記載のとおり）。また、労働基準法第66条第3項の規定により、妊産婦が請求した場合にあっては、深夜業務に従事させてはならないとされていること。
- (3) 任命権者においては、女性消防職員が妊娠しているか否かについて、早期の把握が必要とされているとともに、女性消防職員から妊娠に係る申告が行われた場合は、プライバシーに配慮するとともに、妊娠中及び産後の健康管理に関して、必要な措置を講じるべきであること。他方、特に深夜業務に従事する女性消防職員については、妊娠の事実の申告以前の段階から、自らが、母性保護に係る健康管理に特段の配慮を行うことにより、不慮の事態の防止に努めるべきこと。
- (4) 女性消防職員にとって働きやすい職場環境の整備や消防資器材の開発・導入等は、消防職員の高齢化対策としての環境改善にも資するものであること。